

安全データシート

作成日：2011 年 2 月 1 日

改訂日：2026 年 8 月 19 日

1. 化学品及び会社情報	
製品名	PG（プロピレングリコール）
供給者	会社名称：アーク株式会社 住所：大阪市中央区安土町 3-5-13 電話番号：06-6563-7710 FAX 番号：06-6563-7720
緊急連絡電話番号	06-6563-7710（受付時間：平日 9:00～17:30）
推奨用途及び使用上の制限	推奨用途：工業用（合成樹脂、可塑剤、界面活性剤、不凍液、冷却液等） 使用上の制限：所定の用途以外に使用しないこと。
2. 危険有害性の要約	
GHS 分類	JIS Z 7252、7253：2025（GHS 第 9 版）に準拠して分類
物理化学的危険性	該当する区分なし
健康に対する有害性	特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分 1（中枢神経系、血液系）、区分 3（麻酔作用） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分 1（中枢神経系、呼吸器） 上記以外の項目（急性毒性、皮膚腐食性/刺激性、眼刺激性、呼吸器感作性、皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、誤えん有害性等）：区分に該当しない又は分類できない
環境に対する有害性	該当する区分なし
GHS ラベル要素	絵表示又はシンボル：  注意喚起語：危険 危険有害性情報： H370 臓器（中枢神経系、血液系）の障害 H336 眠気又はめまいのおそれ H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（中枢神経系、呼吸器）の障害 注意書き： 【安全対策】

	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱い後は手、眼、口をよく洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 環境への放出を避けること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 【応急措置】 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。 無理に吐かせないこと。 火災の場合：消火するために適合した消火器を使用すること。 漏出物を回収すること。 【保管】 容器を密閉して、直射日光を避け、換気の良い涼しいところで保管すること。 【廃棄】 内容物又は容器を廃棄する場合は、都道府県の規則に従うこと。
他の危険有害性	GHS 分類基準に含まれないその他の危険有害性は特定されていない。

3. 組成及び成分情報	
化学物質／混合物の区別	化学物質
化学名又は一般名	プロピレングリコール
構造式	CH ₃ CH(OH)CH ₂ OH
化学式	C ₃ H ₈ O ₂
濃度又は濃度範囲	≥99.5%
CAS 番号	57-55-6
官報公示整理番号	化審法：2-234 安衛法：公表化学物質

4. 応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。 触れた部分を微温湯又は水を流しながら石鹸を使用して十分に洗う。 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。
目に入った場合	水で数分間、注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合や気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。吐かせないこと。 医師の診断、手当てを受けること。
想定される主な症状及び影響	眠気又はめまい、皮膚・眼の刺激。 多量に摂取した場合、中枢神経抑制、代謝性アシドーシス等を生じるおそれがある（詳細は「11. 有害性情報」を参照）。
応急処置をする者の保護及び医師に対する特別な注意事項	応急処置を行う者は適切な保護具（保護手袋、保護眼鏡等）を着用すること。 特別な解毒剤はなく、対症療法を行うこと。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	水噴霧、炭酸ガス、泡、粉末消火剤
使ってはならない消火剤	棒状放水
火災時の特有の危険有害性	火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 極めて燃えやすい、熱、火花、火炎で容易に発火する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 引火性の高い液体及び蒸気。
特有の消火方法	散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、散水以外の適切な消火剤を利用すること。 散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の特別な保護具及び予防措置	消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。 風上から消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立入りを禁止する。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。風上に留まる。低地から離れる。密閉された場所に入る前に換気する。
環境に対する注意事項	排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。環境中に放出してはならない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 危険でなければ漏れを止める。漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。
二次災害の防止策	すべての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 蒸気発生が多い場合は、噴霧注水により蒸気発生を抑制する。関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：技術的対策	電気設備及び工具は防爆型のものを使用し、静電気放電に対する予防措置を講ずること。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。禁煙。 適切な設備対策を行い、保護具を着用する。 静電気対策のために、装置、機器などの接地を確実に行う。 局所排気・全体換気を行う。液の漏洩や蒸気の発散を極力防止する。
安全取扱注意事項	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 眼への刺激性があるので眼に触れないようにする。 眠気又はめまい、呼吸器の刺激、器官の損傷のおそれがあるので、本製品に接触、吸入、飲み込みをしてはならない。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

接触回避	高温物、スパーク、火気を避け、酸化性物質、有機過酸化物との接触を避ける。
保管：技術的対策	保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。適当な傾斜をつけ、かつ、適当な溜升を設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
安全な保管条件	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。 酸化剤から離して保管する。容器は直射日光や火気を避けること。容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。 指定数量 1/5 以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。施錠して貯蔵すること。
混触危険物質	「10. 安定性及び反応性」を参照。
容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度	設定されていない。
濃度基準値	設定されていない（安衛則第 577 条の 2 第 2 項）。
日本産業衛生学会 許容濃度	設定されていない（2025 年版）。
ACGIH（TLV）	設定されていない。
設備対策	防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 「火気厳禁」、「関係者以外立入禁止」等の必要な標識を見やすい箇所に掲示すること。 安全管理のため状況に応じて、ガス検知器等を設置する。
保護具：呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具（防毒マスク（有機ガス用）、高濃度の場合は送気マスク・空気呼吸器）を着用すること。 吸着缶の厳格な管理を行うこと。
保護具：手の保護具	保護手袋を着用すること。
保護具：眼の保護具	保護眼鏡を着用すること。
保護具：皮膚及び身体 の保護具	保護長靴、耐油性（不浸透性・静電気防止対策用）前掛け、防護服（静電気防止対策用）等の保護具を着用すること。

皮膚等障害化学物質等 (安衛則第 594 条の 2)	非該当（本改訂時点で確認した該当物質リストに本物質の記載は確認されなかった）。
保護具の管理	保護具は保護具点検表により定期的に点検する。
衛生対策	取扱い後はよく手、眼、口を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理状態、色など）	無色透明液体
臭い	エーテル臭
融点／凝固点	-59℃
沸点、初留点 及び沸騰範囲	188℃
爆発範囲	下限：2.6vol%、上限：12.6vol%
引火点	99℃
自然発火点	371℃
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	46.82(mm ² /s)
溶解度	水、アセトン、メタノールと混和
オクタノール／水 分配係数	log Pow = -0.92
蒸気圧	10.7Pa(20℃)
密度及び／又は 相対密度	1.038(20/4℃)
相対ガス密度（空気＝１）	2.62
粒子特性	情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	通常の条件では、危険有害な反応は起こらない。
化学的安定性	通常の実験においては安定である。 流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。
危険有害反応可能性	酸化剤と反応する。
避けるべき条件	加熱。
混触危険物質	酸化剤。
危険有害な分解生成物	燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性（経口）	ラット LD50: 20000mg/kg、マウス LD50: 22000mg/kg、イヌ LD50: 22000mg/kg ウサギ LD50: 18500mg/kg、モルモット LD50: 18400mg/kg、人 TDL0: 79000mg/kg
急性毒性（経皮）	ラット LD50: 22500mg/kg、マウス LD50: 17400mg/kg ウサギ LD50: 20800mg/kg、モルモット LD50: 15500mg/kg
急性毒性（吸入：蒸気）	ウサギ LC0: 317.024mg/l/2h（エアロゾル）
急性毒性（吸入：ミスト）	情報なし。
皮膚腐食性／刺激性	モルモット、ウサギ及びミニブタでは皮膚刺激性はなかった。
眼に対する重篤な損傷／眼刺激性	動物に直接点眼した場合、軽度の刺激作用がある。50%溶液では眼刺激作用はなかった。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	20%水溶液では少数例（1.5%）に感作性の陽性が報告されたが、研究報告によっては発生率に差があり、1%水溶液でも陽性反応を示すヒトもいる。分類できない。
生殖細胞変異原性	Ames 試験：陰性 染色体異常試験（ヒトリンパ球）：陰性 染色体異常試験（マウス（生体内））ハムスター（生体外）：陽性 DNA 合成阻害試験：陽性 陽性の結果もあるがデータ不足により区分に該当しないとした。
発がん性	ラット及びイヌの2年間の長期混餌投与試験で腫瘍形成はみられなかった。 ラット及びマウスへの反復皮膚塗布試験でも腫瘍形成はみられなかった。
生殖毒性	マウス継代試験で5%のPGを給水投与しても親にも次世代の繁殖及び生殖に影響はなかった。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	2歳の男児が約1.75～2.25%の本物質を含むヘアジェルを誤って約3オンス摂取した後、中枢神経抑制及び代謝性アシドーシスを生じた。男児は嘔吐を繰り返し、嗜眠になり、強い痛みには反応しなくなった（ATSDR addendum（2008）、SIDS（2004））。 経口摂取による急性中毒症状は眠気から知覚麻痺、意識喪失、昏睡に至る。他の徴候としては、血清の高浸透圧、乳酸アシドーシス、及び低血糖である（IPCS PIM 433（Accessed Oct. 2018））。 高用量の経口摂取による急性毒性症状は、中枢神経抑制と麻酔作用である。ラット及びマウスでは運動失調、眼瞼下垂、自発運動減少、体幹及び四肢の緊張、及び呼吸の減少である（ATSDR addendum（2008））。 ラットの単回経口投与試験では、区分2範囲の730 mg/kg以上で赤血球数・ヘモグロビン・ヘマトクリット値の減少、及び網状赤血球・血漿ヘモグロビン・浸透圧の増加がみられた。また、赤血球の電顕観察で表面粗造、膜の破壊もみられた（SIDS（2004）、ATSDR addendum（2008））。 区分1 臓器（中枢神経系、血液系）の障害。 区分3 麻酔作用。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	15ヵ月の若年者が内服治療の溶媒として本物質を繰り返し大量に摂取した結果、低血糖と中枢神経抑制による有害症状を生じた。服薬中止により症状は急速に改善した（PATY（6th, 2012））。

	本物質を含む治療薬を1年以上内服した後に11歳の少年が大発作を起こした。この他、本物質に溶解したフェニトインを内服した患者で中枢抑制症状の報告がある（IPCS PIM 443（Accessed Oct. 2018））。 ラットに本物質を13週間吸入ばく露（160～2,200 mg/m³、6時間/日、5日/週）した試験では、区分1の範囲内である160 mg/m³（ガイダンス値換算：0.12 mg/L）以上で鼻腔の出血、眼の分泌物の増加、1,000 mg/m³以上で、鼻腔に杯細胞数とムチンの増加を伴う呼吸上皮の肥厚がみられた（環境省リスク評価第6巻：暫定的有害性評価シート（2008））。 ラットに15週間混餌投与した試験では、50,000 ppm（約2,500 mg/kg/day）で、有害性影響はみられなかった（SIDS（2004））。 ラットに140日間飲水投与した試験では、25%以上の濃度では飲水量減少による飢餓と脱水により全例が死亡した。NOAELは10%（13,200 mg/kg/day）と報告されている（SIDS（2004））。 ラットに104週間混餌投与した試験では、50,000 ppm（雄：1,700 mg/kg/day、雌：2,100 mg/kg/day）有害性影響はみられなかった（SIDS（2004））。 イヌに104週間混餌投与した試験では、2,000 mg/kg/dayでは影響はみられず、5,000 mg/kg/dayで血液系への影響（赤血球数・ヘモグロビンの減少など）がみられた（SIDS（2004））。 ネコに2～3ヵ月間混餌投与した試験で、443 mg/kg/day以上で血液系への影響（ハインツ小体の増加、肝臓のヘモジデリン沈着（二次的変化））がみられた（SIDS（2004））。 区分1 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（中枢神経系、呼吸器）の障害。
誤えん有害性	情報なし

1 2．環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）	魚類（<i>Oryzias latipes</i>） LC50: >100mg/L/96h 甲殻類（<i>Daphnia magna</i>） EC50: >1000mg/L/48h 藻類（<i>Selenastrum capricornutum</i>） EC50: >1000mg/L/72h
水生環境有害性 長期（慢性）	情報なし
残留性・分解性	易分解性：BOD 1.08g/g、COD(Cr) 1.68g/g、COD(Mn) 0.72g/g
生体蓄積性	蓄積性は低い：log Pow -0.92～-1.32、BCFは1以下。
土壤中の移動性	オクタノール／水分配係数：-0.92 土壌吸着係数(Koc)：1 ヘンリー定数(Pa・m³/mol)：1.3×10⁻³
オゾン層への有害性	当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

1 3．廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

国内規制（適用法令）	陸上規制：消防法、道路法の規定に従う。 海上規制：特段の規制なし（分類上、非危険物）。 航空規制：特段の規制なし（分類上、非危険物）。
国連番号	非該当
国連分類	非該当
品名	非該当
海洋汚染物質	非該当
海防法 有害液体物質の汚染分類	非該当（有害液体物質に該当しない。Z類物質から削除：2021年1月1日施行）
特別の安全対策	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。 必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物に該当（安衛則別表第2の1786、令和7年4月1日施行）
消防法	第4類引火性液体 第三石油類（水溶性） 危険等級III 指定数量 4,000L
化審法	優先評価化学物質 通し番号 106（官報公示日：2012/12/21） 優先評価化学物質の評価対象：人健康影響
化学物質排出把握 管理促進法（PRTR法）	非該当
毒物及び劇物取締法	非該当
輸出貿易管理令	該当区分なし（外国為替及び外国貿易法によるキャッチオール規制の対象となり得る） HSコード：2905.32
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	非該当（有害液体物質に該当しない）

船舶安全法	非該当
航空法	非該当
水質汚濁防止法	生活環境項目（施行令第3条第1項）「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」〔排水基準〕160mg/L以下（日間平均120mg/L以下） （注）排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。

16. その他情報	
改訂履歴	改訂日：2026年8月19日 （JIS Z 7252、7253：2025〔GHS第9版〕対応、法規制情報の更新等）
参考情報	独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE） 化学物質総合情報提供システム（CHRIP） 厚生労働省 職場のあんぜんサイト 等の公開情報を参照した。

免責事項	本安全データシート（SDS）に記載した内容は、現時点で入手可能な資料及び情報に基づいて作成したものであり、記載内容の完全性及び正確性を保証するものではありません。また、本 SDS は今後、新たな知見や法令改正等により、予告なく内容を変更することがあります。 お取引先各位におかれましては、本 SDS の情報を、当該製品を安全に取扱うための参考情報としてご利用いただき、実際の取扱いにあたっては、自らの用途・使用条件・作業環境等に応じて必要な安全対策を講じるとともに、関連法令を遵守していただきますようお願いいたします。 本 SDS は製品の品質を保証するものではなく、本 SDS の記載内容に関連して生じた損害について、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
------	---